

# I はじめに

## 1 ユニバーサルデザインとは

ユニバーサルデザインとは、『基本的人権の尊重』を基本理念として、障害の有無、年齢、性別、国籍、人種などにかかわらず、すべての人が心豊かに暮らせるような社会を創っていかこうとする考え方のことです。

この考え方にに基づき、さまざまな人に配慮して、はじめから利用しやすいまち、施設、製品、環境、サービスなどの実現に努めていくことにより、ユニバーサルデザインの取り組みが目に見える形で進んでいきます。

人は、一人ひとりの特性や考え方が異なりますが、ユニバーサルデザインによるまちづくりには、すべての人が互いの特性や違いを認め合い、理解し合うことがなにより重要なのです。その意味で、ユニバーサルデザインは“みんなをつなぐデザイン”といえるのです。

ユニバーサルデザインの提唱者である、米国ノースカロライナ州立大学のロナルド・メイス教授（1941-1998）は、『ユニバーサルデザインの7原則』を次のように提示しています。

- 原則1：誰にも公平に利用できること（Equitable use）
- 原則2：使う上で自由度が高いこと（Flexibility in use）
- 原則3：使い方が簡単ですぐわかること（Simple and intuitive）
- 原則4：必要な情報がすぐに理解できること（Perceptible information）
- 原則5：うっかりミスや危険につながらないデザインであること  
（Tolerance for error）
- 原則6：無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること  
（Low physical effort）
- 原則7：アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること  
（Size and space for approach and use）

※ユニバーサルデザインセンターの定義から引用しました。

## 2 バリアフリーからユニバーサルデザインへ

バリアフリーは、社会に存在するさまざまな障壁（バリア）を取り除いていこうとする考え方で、施設の改善をはじめとして、高齢者や障害者などの社会参加に大きな役割を果たしています。

こうした取り組みを背景として、1990年代に入り注目されるようになった比較的新しい概念がユニバーサルデザインです。はじめから幅広い人々を想定して計画・実施していくことにより、障壁（バリア）を限りなく少なくしていこうという考え方です。

このように、バリアフリーもユニバーサルデザインも、高齢者や障害者をはじめ、誰もが参加しやすく、暮らしやすい社会を創っていこうとする点で、めざす方向は同じです。

## 3 基本方針の策定にあたって

昭和 50（1975）年、国連総会は、「障害者の権利宣言」を決議しました。また、昭和 55（1980）年には、障害者の「完全参加と平等」をテーマとして、障害者が社会生活に完全参加し、障害のない人と同等の生活を享受する権利の実現をめざす「国際障害者年行動計画」を採択し、翌年を「国際障害者年」として位置づけました。

このような世界的な動きが大きな原動力となって、ノーマライゼーション<sup>★1</sup>やバリアフリーの概念が広がり、それに呼応して、わが国でも「ハートビル法」<sup>★2</sup>の制定をはじめとする諸制度の整備が進められ、平成 18 年 12 月には、ユニバーサルデザインの視点に基づいたまちづくりを総合的、一体的に推進するため、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・充実した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（新バリアフリー法）<sup>★3</sup>が施行されました。

こうした状況とともに、21 世紀に入り、先進国は一様に超高齢社会へと進みつつあります。とりわけ日本は、どの国よりも急速に少子高齢化が進展し、さら

には、これまで経験したことのない人口減少社会に突入します。

超高齢社会は長寿社会でもあります。長い高齢期を「余生」としてではなく、第2・第3の新たな人生として、いつまでも壮年期と同様に生活を楽しみつつ、社会的役割を失わないことが、わが国にとっても、地域社会にとっても、そしてなにより私たち一人ひとりにとっても、たいへん重要です。

市では『第4次所沢市総合計画・後期基本計画』において『ユニバーサルデザインの取り組み』を横断的に取り組む主要課題として位置づけ、平成20(2008)年3月にユニバーサルデザインによるまちづくりを進めるための理念と方針を示した『ユニバーサルデザイン推進基本方針』を策定し、具体的な取り組みを進めてきました。

平成23(2011)年3月策定の『第5次所沢市総合計画・前期基本計画』では、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、平等で差別のない、人にやさしいまちづくりを推進することとしており、今後も継続性をもってユニバーサルデザインの取り組みを推進していきます。

#### 用語解説

##### ★1 ノーマライゼーション(normalization)

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方のことです。

##### ★2 ハートビル法

平成2(1990)年、アメリカで「障害を持つアメリカ人に関する法律(ADA)」が成立したことを契機として、平成6(1994)年、わが国でも、建築物のバリアフリー化を目的とした「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(通称:ハートビル法)」を制定しました。

##### ★3 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(新バリアフリー法)

高齢者や障害者を含めたすべての人の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するため、基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらとの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定める法律を制定しました。(平成18年制定)

## 所沢市総合計画の基本理念

第4次 『人間尊重・生活優先・文化重視』  
『人と地球を愛するまちづくり』

第5次 『所沢発 みどりと笑顔にあふれる自立都市』

### 主な関連計画

- ◎ 所沢市第4次総合計画・基本構想  
(平成12年度策定)
- ◎ 所沢市第4次総合計画・後期基本計画  
(平成17年度策定)
- ◎ 所沢市障害者計画  
(平成10年度策定)
- ◎ 所沢市交通バリアフリー基本構想  
(平成15年度策定)
- ◎ 所沢市地域福祉計画  
(平成16年度策定)
- ◎ 所沢市ユニバーサルデザイン基本方針  
(平成19年度策定)
- ◎ 所沢市障害者支援計画  
(平成20年度策定)
- ◎ 所沢市第5次総合計画・前期基本計画  
(平成22年度策定)
- ◎ 所沢市自治基本条例  
(平成23年度制定)

### 主な関連法令

- ◆ 障害者基本法  
障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的・計画的に推進し、障害者の福祉を増進することを目的とした法律(昭和45年制定)
- ◆ ハートビル法  
高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成6年制定)  
(※平成18年新バリアフリー法に再編)
- ◆ 交通バリアフリー法  
高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化促進に関する法律(平成12年制定)  
(※平成18年新バリアフリー法に再編)
- ◆ 埼玉県福祉のまちづくり条例  
高齢者、障害者等が自らの意思で自由に移動し、あらゆる分野の活動に参加できるまちづくりを促進する条例(平成7年制定)
- ◆ 高齢社会対策基本法  
高齢社会対策を総合的に推進し、経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図ることを目的とした法律(平成7年制定)
- ◆ ユニバーサルデザイン政策大綱  
ユニバーサルデザインの考え方に基づいた社会環境を実現するための基本理念と施策  
(平成17年策定)

所沢市ユニバーサルデザイン推進基本方針(改訂)